

横浜市震災対策条例の全部改正について

1 趣 旨

東日本大震災の教訓や課題を踏まえ、新たに自助・共助・公助の考え方に基づく震災対策の基本理念や、大規模地震発生時に、本市に大きな被害が予測される火災や津波などへの個別の対策を定める必要が生じました。

これらの個別対策を進めるうえで、市、市民及び事業者等が、震災対策を推進し、またそれに取り組む努力を促すことが必要であるため、その法的根拠となる本条例を全部改正します。

2 横浜市震災対策条例全体の改正概要

改正の要因	主な条文
横浜市防災計画「震災対策編」の修正に伴う改正	
東日本大震災を受け、新たに追加	3 条 基本理念等 20 条 津波避難対策 21 条 帰宅困難者対策 31 条 空地等の把握及び提供の協力 34 条 復旧対策 35 条 復興対策
東日本大震災を受け、対策等を強化	<u>12 条 災害時要援護者対策</u> <u>17 条 応急的な医療を提供することができる体制の整備等</u>
災害対策基本法改正、防災基本計画修正に伴う改正	5 条 横浜市防災計画の実施 6 条 職員の責務等 7 条 市民の基本的責務 8 条 事業者の基本的責務
被害想定の見直しに伴い、新たに追加	18 条 液状化対策 19 条 崖防災対策 22 条 地震による火災への対策

3 健康福祉局が関連する改正内容

(1) 災害時要援護者対策（第 12 条・改正）

ア 経 緯

地震などの災害発生時に、自力避難が困難な高齢者や障害者など、要援護者の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支え合いが重要であり、従来から、地域では要援護者への声かけ、見守り活動など様々な取組が行われています。

一方で、従来から取り組んでいる、本人からの申し出や同意を基にした要援護者の把握方法では必ずしも把握が十分ではなく、地域、要援護者の双方の皆様から、行政からのさらなる情報提供が必要だという声をいただいています。

そこで、市町内会連合会等関係団体からご意見をいただきながら、対応策について検討を進め、市防災計画における災害時要援護者対策を推進する観点から、本市震災対策条例に、情報提供の根拠となる規定を設けることで調整を進めてきました（24年9月、12月の常任委員会で、パブリックコメント実施と実施結果について御報告。パブリックコメントでは約8割が賛成）。

イ 改正概要

市は、災害時要援護者の安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、自主防災組織等に対し、あらかじめ災害時要援護者に係る個人情報を提供できることを規定します（情報提供を拒否する場合は除く。）。

あわせて、目的外利用の禁止、提供情報の適切な取扱いを規定します。

(2) 応急的な医療を提供することができる体制の整備等（第17条・改正）

ア 経緯

現在の条例では、応急医療を行う場所として地域医療救護拠点を定め、医薬品や医療用器具等の備蓄に努めることを規定しています。東日本大震災を踏まえ、本市では中小病院の有効活用や地域医療救護拠点以外の地域防災拠点への医療提供の在り方等が課題となりました。震災対策見直し副市長プロジェクトでは、これらの課題解決に向けた取り組みを修正素案として取りまとめました。その内容は各医療関係団体とも協議を重ねご理解をいただいています。

イ 改正概要

地域医療救護拠点制度は廃止し、総合的な災害医療対策の構築に向け、新たに市の責務として、①応急的な医療を提供することができる体制の整備、②平素からの医薬品等の備蓄、③県及び医療関係団体等との連携に努めることを規定します。

この規定に基づき、災害拠点病院だけでなく中小病院を含めた負傷者受入態勢の確立、医療救護隊による地域防災拠点等への医療提供、災害医薬品の効果的な備蓄等に取り組んでまいります。

4 条例の施行予定日

議決後、横浜市防災計画「震災対策編」の運用開始（25年4月）に合わせ、25年4月1日の施行を予定しています。

ただし、第12条「災害時要援護者対策」の第2項から第5項については、別途規則で定める日からの施行を予定しています。

※ 情報提供の対象者、提供情報、管理方法等細目については、市民意見公募（5月予定）を経て、別途、震災対策条例施行規則を改正して規定するため、第12条第2項から第5項の施行日については、規則改正後となります。

横浜市震災対策条例（新旧対照表）（抜粋）

改正案	現行
<p><u>（災害時要援護者対策）</u></p> <p><u>第12条 市は、高齢者、障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者（以下「災害時要援護者」という。）について、安否確認、避難誘導、救出救助等の支援活動が円滑に行われるよう必要な体制を整備するとともに、平素から地域の自主的な支え合いの取組を支援するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の取組を支援するため、災害時要援護者のうち規則で定める者に係る個人情報（横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。）について、自主防災組織及び規則で定めるものに対し、あらかじめ提供をすることができる。</u></p> <p><u>3 市長は、個人情報については、あらかじめ当該災害時要援護者のうち規則で定める者が前項の提供を拒否する場合には、同項の規定にかかわらず、当該提供をすることができない。</u></p> <p><u>4 市長は、個人情報については、第1項の取組を行うもの以外のものに提供してはならない。</u></p> <p><u>5 第2項の規定により個人情報の提供を受けたものは、当該情報を第1項の取組以外の目的に利用してはならず、当該情報の漏えいを防止し、当該情報を規則で定めるところにより適正に取り扱わなければならない。</u></p>	<p><u>（高齢者等に対する配慮等）</u></p> <p><u>第13条 市は、高齢者、心身障害者その他の地震が発生した場合の対応に困難を伴うことが予想される者について、避難誘導、救出救助等に関し配慮した震災対策を講ずるとともに、これらの者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。</u></p>
<p><u>（応急的な医療を提供することができる体制の整備等）</u></p> <p><u>第17条 市は、震災の発生に備えて、応急的な医療を提供することができる体制を整備し、並びに医薬品並びに医療用の資材及び器材を備蓄するとともに、県、医療関係団体等との連携に努めなければならない。</u></p>	<p><u>（地域医療救護拠点の整備）</u></p> <p><u>第17条 市は、地域医療救護拠点（震災が発生した場合における応急医療を行う場所として、あらかじめ市長が指定する小学校及び中学校をいう。）において、適切な応急医療が実施できるよう医薬品の備蓄並びに医療用の器具及び機材の整備を行うよう努めるものとする。</u></p>
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条第2項から第5項までの規定は、規則で定める日から施行する。</u></p>	